

次期札幌市一般廃棄物処理基本計画の  
方向性について

答 申（案）

平成 29 年 月 日

第 8 期札幌市廃棄物減量等推進審議会

## はじめに

札幌市は、平成 20 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」に基づき、家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を始めとする様々な施策を実施し、市民の協力によって、大幅にごみの減量・資源化が進み、清掃工場 1 か所の廃止や埋立地の延命化を達成することができました。

平成 26 年 3 月には、更なるごみの減量・資源化に向け、同計画を一部改定し、紙類・容器包装プラスチックの適正排出や生ごみの減量・資源化の促進について重点的に取組を行うこととしました。

この間、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるとともに、資源・廃棄物問題を含む取組の目標が示され、国においては「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環の質にも着目した 2R（リデュース・リユース）の取組をより一層進めることや、「廃棄物処理基本方針」では、災害廃棄物対策についても新たにその指針が示されたところです。

また、札幌市では、人口減少を目前に控え、高齢化が進行する中、新たなまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定し、そこでは「循環型社会の構築」を目指し、市民・企業・行政の連携による取組を一層推進することを掲げています。

一方、現計画は、平成 20 年度を計画の初年度とする「スリムシティさっぽろ計画」を平成 26 年 3 月に改定したものであり、計画期間は平成 29 年度までであることから、平成 30 年度以降の 10 年間を見据えた新たな計画策定が必要となっています。

次期計画では、世界・国の新たな方向性や人口減少・高齢化の進行などを見据えた取組を推進する必要があるため、そのためには、市民の意識や生活スタイルなどの変化等に的確に対応した施策を検討する必要があることから、本審議会は、平成 27 年 12 月に、札幌市長から次期基本計画の方向性について諮問を受けたところです。

本審議会では諮問の趣旨を踏まえ、札幌市のこれまでの取組を検証しつつ、世界や国の動向を踏まえ、今後取り組むべき方向性について、改めて 3R の取組推進の重要性を認識し、3R を 2R（リデュース・リユース）と資源化（リサイクル）の 2 つに分け、それぞれのグループで集中的な議論を行ってまいりました。

本答申は、こうした議論の結果を取りまとめたものであり、札幌市において、本答申やこれに至るまでの議論の趣旨を十分に踏まえて次期計画を策定されるとともに、同計画に基づいた施策の着実な実施とその評価を行うことを要望します。

平成 29 年 月

第 8 期札幌市廃棄物減量等推進審議会 会長 福士 明

## 目 次

<b>第1 次期一般廃棄物処理基本計画の策定に当たって</b> .....	1
1 現計画の進捗状況.....	1
(1) 現計画「スリムシティさっぽろ計画」の概要.....	1
(2) 現計画における主な取組.....	2
(3) ごみ量管理目標の達成状況.....	2
(4) スリム指標の達成状況.....	3
2 現計画の評価.....	3
(1) 重点施策.....	3
ア 発生・排出抑制の仕組みづくり.....	3
イ 市民による自主的な資源化の促進.....	4
ウ 事業者による自主的な資源化の促進.....	3
エ 資源循環型ごみ処理体制の確立.....	5
オ 環境負荷低減型ごみ収集・処理体制の確立.....	6
(2) 推進方策.....	7
ア 市民サービスの改善.....	7
イ 普及啓発と環境教育の充実.....	8
ウ 家庭ごみ処理手数料の円滑な運用.....	8
エ 清掃事業の効率化と安定的な体制の構築.....	8
3 世界や国の動向・関連計画.....	9
(1) 世界的な動き.....	9
ア 資源制約の顕在化.....	9
イ 国連サミットにおける持続可能な開発目標の設定.....	9
(2) 国の方針.....	9
(3) 札幌市の上位計画.....	9
ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン.....	9
イ 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015.....	10
ウ 札幌市環境基本計画.....	10
4 今後の課題.....	10
(1) ごみの減量・資源化に向けた取組推進.....	10
(2) 超高齢社会への対応.....	11
(3) 市民、事業者、NPO等関係団体、行政の連携.....	11
(4) 大規模災害に備えた廃棄物処理.....	11
<b>第2 次期計画の方向性</b> .....	12
1 基本目標について.....	12
2 基本方針について.....	12
(1) 3Rの更なる推進.....	12
(2) 効率性の向上.....	12

(3) 市民・事業者との協働、NPO等関係団体との連携.....	13
(4) 災害時への対応.....	13
3 管理目標・指標.....	13
(1) 資源物を含めたごみ排出量を削減する目標.....	13
(2) 市民や事業者の取組を評価する視点に立った指標.....	13
(3) コスト効率化やエネルギー効率化の視点に立った指標.....	13
4 市民・事業者が取り組むためのきっかけづくり .....	14
<b>第3 次期計画で重点的に取り組むべき事項.....</b>	<b>15</b>
1 3Rの更なる推進.....	15
(1) 2R（リデュース、リユース）の取組推進.....	15
ア リデュースを促すための取組.....	15
イ リユース機会の提供.....	15
ウ 継続的な食品ロス対策.....	16
(2) リサイクルの取組推進.....	16
ア 資源回収の促進.....	17
イ 分別・排出ルール of 周知・徹底.....	17
ウ 市民が行う生ごみ堆肥化への取組支援.....	18
2 超高齢社会への対応.....	18
3 事業ごみの減量に向けた取組推進.....	19
(1) 事業者の自主的なごみの減量への取組.....	19
(2) 排出事業者の役割の強化.....	19
<b>第4 次期計画の策定において留意すべきこと.....</b>	<b>20</b>
1 情報発信の在り方.....	20
2 環境教育の更なる充実.....	20
3 今後の社会の進展に対応した資源回収.....	20
4 外国人（観光客・留学生）への普及啓発.....	20
5 国際的な取組への貢献.....	21
<b>資料編</b>	
1 現計画の主な取組.....	23
2 ごみ量管理目標の達成状況.....	24
3 政令市との比較（平成27年度） .....	26
4 当初計画の評価.....	27
<b>附属資料編</b>	
1 諮問内容.....	31
2 第8期札幌市廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	32
3 審議過程.....	33

## 用語説明

**3R**：3つの「R」から始まるごみ減量行動をまとめた総称のこと。

○**リデュース（発生・排出抑制）**：ごみの発生や資源の消費を減らすこと

実践例) マイバッグを持ち歩く、過剰包装は断る、詰替用商品の利用、日用品や食材の使い切り、料理は作り過ぎず食べ残さない

○**リユース（再使用）**：くり返し使うこと

実践例) 修理やリフォーム、レンタル・フリーマーケットの利用

○**リサイクル（再生利用）**：資源として再び利用すること

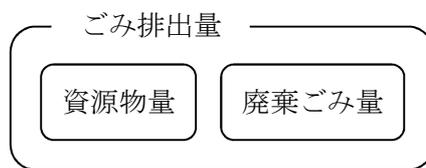
実践例) 市民が分別した紙パックからトイレットペーパーを製造、缶から鉄筋を製造

## ごみ量

○**ごみ排出量**：ごみとして排出されるもの全体の量

○**資源物量**：「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」など資源化できるごみのうち、分別して排出された量

○**廃棄ごみ量**：「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」など、リサイクルされず、焼却処理や埋立処分されるごみの量

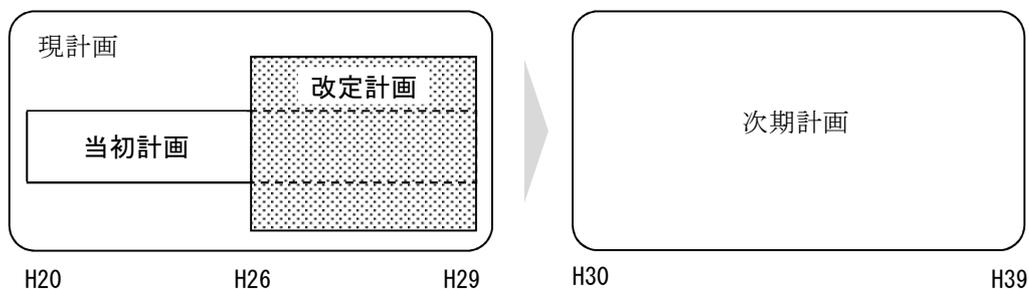


## 現計画「スリムシティさっぽろ計画」の表記

○**当初計画**：平成 20 年 3 月に策定した計画（計画期間：平成 20～29 年度）

○**改定計画**：平成 26 年 3 月に当初計画を一部改定した計画（計画期間：平成 26～29 年度）

※当初計画から改定した部分を含めて現計画という。



# 第1 次期一般廃棄物処理基本計画の策定に当たって

## 1 現計画の進捗状況

### (1) 現計画「スリムシティさっぽろ計画」の概要

現行の札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」では、「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を基本目標に掲げ、この目標の実現に向けた取組の策定に当たって、基本方針として掲げている「環境」・「経済」・「社会」の3つの視点を考慮することとしています。

また、計画の取組状況を把握・評価するための指標として、「廃棄ごみ量全体」、「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」、「リサイクル率」、「焼却ごみ量」、「埋立処分量」の5つのごみ量管理目標を設定し、更に、平成26年3月の計画一部改定において、「家庭から出る生ごみ量の減量目標」を追加しています。

これらの目標を達成するための施策については、「発生・排出抑制の促進」、「収集・処理体制の確立」の2つを柱として、これらを実現するための5つの重点施策と4つの推進方策を掲げています。

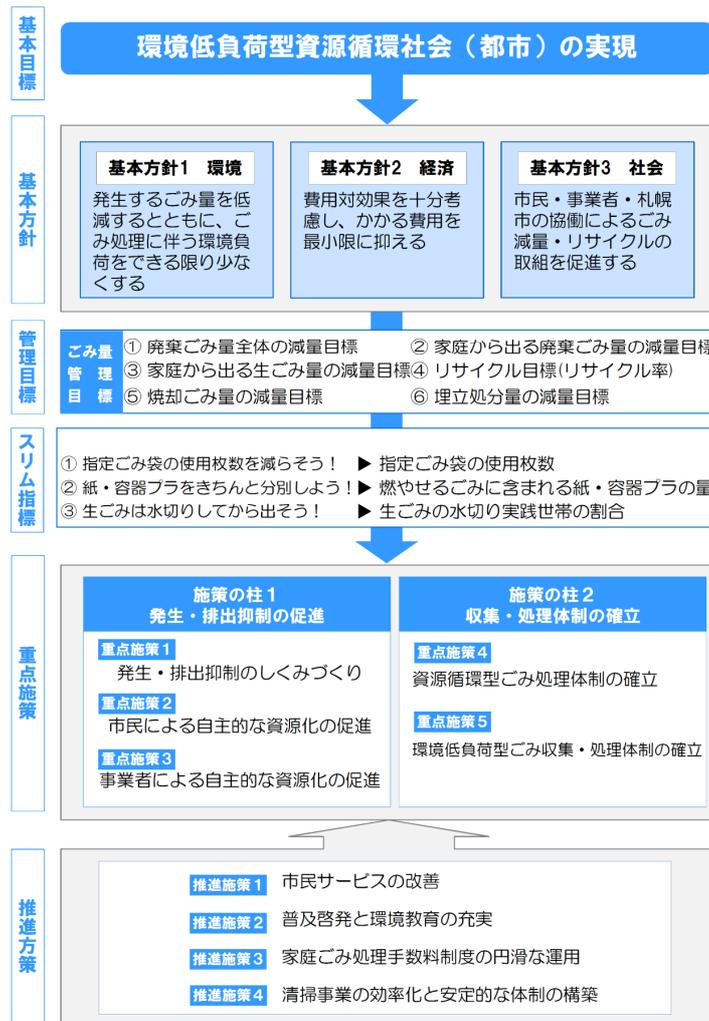


図 1 スリムシティさっぽろ計画（改定計画）の体系図

## (2) 現計画における主な取組

当初計画に基づき実施した家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を始めとする「新ごみルール」の取組は、ごみ減量に有効であり、その効果が持続しているため改定計画でも継続して取り組んでいます。

改定計画では、更なるごみの減量を目指し、食品ロス削減や生ごみの水切り、紙類・容器包装プラスチックの適正排出についての普及啓発、集団資源回収の取組促進、小型家電・古着等の新たな品目の資源化促進、地域と連携した出前講座「さっぽろクリーンミーティング」等を行っています。また、事業ごみの減量に向けては、大規模事業所に対し、処理費用削減効果などを提示し、リサイクル目標や行動目標を提案する「見える化システム」を活用しているほか、小規模事業所に対する古紙回収事業の推進に向けた取組を行っています。

## (3) ごみ量管理目標の達成状況

新ごみルールの導入によって、予想を上回るペースでごみ量が減少し、当初計画で定めたごみ量管理目標5つのうち3つの目標を達成したことから、改定計画においてより高い目標値を設定しました。更に、新たに「家庭から出る生ごみ量」を管理目標に加えました。

これら6つの管理目標のうち、「家庭から出る生ごみ量」は平成27年度に最終目標を達成しました。また、「焼却ごみ量」は計画改定後横ばいで推移しているものの、このほかの目標については、基準年度（平成24年度）と比較して、いずれも数値が向上しています。

特に、家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）は、平成27年度において当初計画の最終目標値であった400gを初めて下回り、平成28年度では改定計画の最終目標まであと6gまでに迫っています。

表1 ごみ量管理目標の達成状況

ごみ量管理目標		(開始年度) H20	(基準) H24	H25	H26	H27	H28	(最終目標) H29
廃棄ごみ量 (全体)	万トン	67.6	49.0	50.1	48.2	47.9	47.4	(57.7) 46.0
家庭から出る 廃棄ごみ量	g/人・日	602	413	419	405	395	386	(400) 380
家庭から出る 生ごみ量	万トン	11.7	11.4	11.1	11.1	9.9	9.6	(-) 10.4
リサイクル率	%	17.3	26.7	27.1	28.0	28.3	7月上旬 確定予定	(30.0) 30.0
焼却ごみ量	万トン	58.7	43.8	44.4	43.4	43.6	43.2	(46.2) 41.0
埋立処分量	万トン	16.5	9.8	10.4	9.4	8.3	8.7	(15.5) 7.8

※平成20年度：当初計画の計画期間のスタート

平成24年度：改定計画の数値目標の基準年度

平成29年度：現計画の最終目標年度

最終目標 上段：当初計画の目標値（括弧書き）

下段：改定計画の目標値

#### (4) スリム指標の達成状況

改定計画では、ごみ量管理目標の達成に向けて各家庭で特に実践してほしいごみ減量・リサイクル行動を掲げ、その実践と習慣化を推進するとともに、それぞれの行動により達成してほしい目標を明確に示すため、3つの「スリム行動指標」を設定しています。

3つのスリム指標のうち、「紙・容器プラの分別」については基準年度からの改善が見られませんが、「指定ごみ袋の使用枚数」の減量と「生ごみの水切り」は向上の傾向がうかがえます。

表 2 スリム指標の達成状況

行動	指標	(基準) H24	H25	H26	H27	H28	(最終目標) H29
指定ごみ袋の使用枚数を減らそう！	指定ごみ袋の使用枚数(100換算)※	14.0枚	14.5枚	13.4枚	13.6枚	13.5枚	13.0枚
紙・容器プラをきちんと分別しよう！	燃やせるごみに含まれる紙・容器プラの量※	3.0kg	3.5kg	3.0kg	3.4kg	3.7kg	2.0kg
生ごみは水切りしてから出そう！	生ごみの水切り実践世帯の割合	67.7%	65.5%	65.3%	64.5%	72.5%	80.0%

※1世帯1月当たり

## 2 現計画の評価

現計画に基づいて実施された取組について、計画体系図に沿って評価を行います。なお、当初計画における評価については、第6期札幌市廃棄物減量等推進審議会において一度行っていることから、ここでは改定計画の評価を中心に行います。

《参考》当初計画の評価（H23.11月）の概要

- 「家庭ごみの有料化」及び「『雑がみ』『枝・葉・草』の分別収集・資源化の実施」の施策については、大幅な廃棄ごみの減量につながったことから「効果あり」と評価。
- 生ごみの減量に向けた取組については、ごみ総量の減量効果に比べて生ごみの減量効果が小さいことから「さらに努力が必要」と評価。
- 今後重点的に取り組むべき方向性は、「ごみの発生・排出抑制の推進」と「生ごみの多様な資源化手法の検討」。

### (1) 重点施策

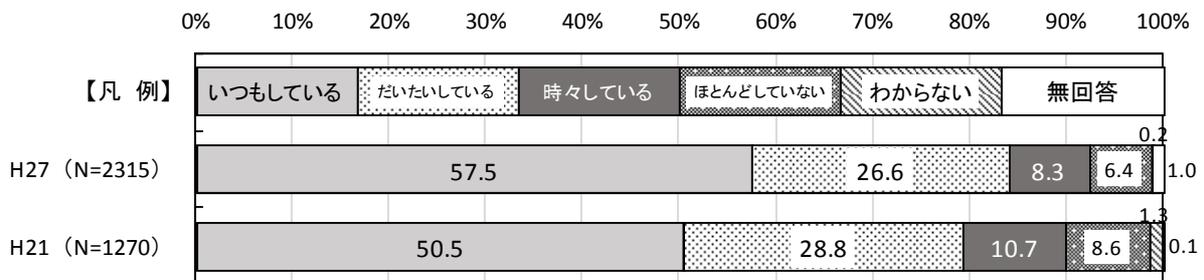
#### 重点施策1 発生・排出抑制の仕組みづくり

ごみ減量・リサイクルを推進していくうえで最も重要なことは、ごみそのものを発生させないこと（リデュース・リユース）であり、そのためには、市民・事業者・札幌市がそれぞれの役割に応じた取組を実践する必要があります。

札幌市では、こうした取組を促進するため、レジ袋削減といった簡易包装等の推進や、市民・事業者・札幌市で構成するごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）を通じた啓発、食品ロス削減や生ごみの水切りを呼びかけるキャンペーン、古着のリユース等を行ってきました。

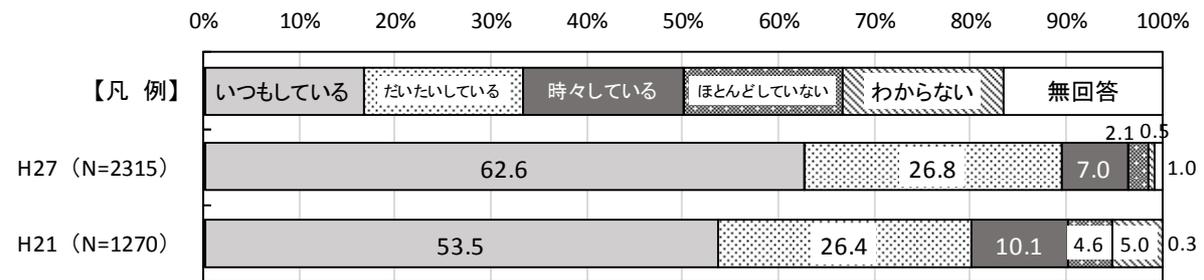
市民アンケート調査では、マイバッグ持参や詰め替え商品の購入などにおいて市民意識の向上がうかがえますが、いまだに家庭から出る生ごみの約2割（約2万3,000トン）を食品ロスが占めることや、古着などのリユースについても市民に定着しているとは言い難いことを踏まえると、今まで以上に市民意識の向上を図るとともに、市民の積極的な行動を促すための取組が必要と考えます。

◆買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋は使用しない（市民意識調査）



平成27年調査では、買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋は使用しないことについては、「いつも・だいたい・時々」「している」と回答した人が9割以上となっている。「いつもしている」と回答した割合が平成21年度調査よりも増加している。

◆洗剤などは詰め替え用のものを選んで購入する（市民意識調査）



詰め替え品の選択については、「いつも・だいたい・時々」「している」と回答した人は9割以上となっている。「いつもしている」と回答した割合が平成21年度調査よりも増加している。

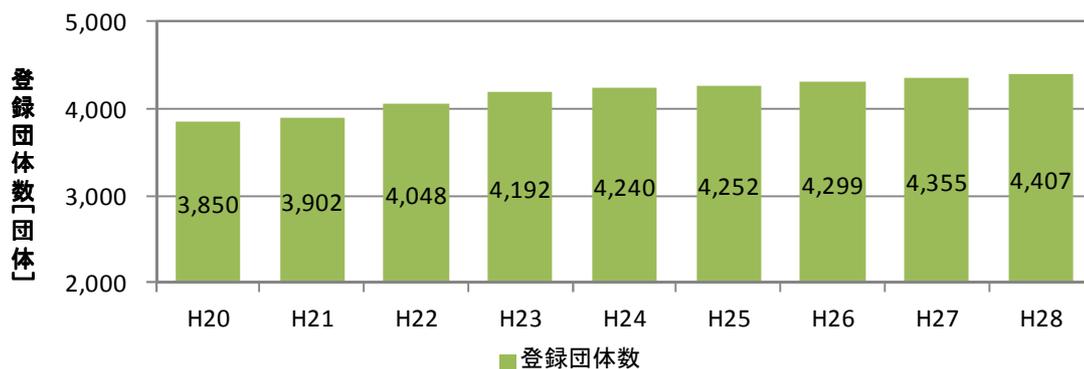
**重点施策2 市民による自主的な資源化の促進**

リサイクルできるものを無駄にしないためには、市民が適切に分別し、リサイクルルートに乗せる取組が重要であることから、札幌市は、集団資源回収の促進や回収拠点の整備、小型家電の資源化推進、堆肥化器材の助成等による家庭における生ごみ資源化の支援などに取り組んできました。

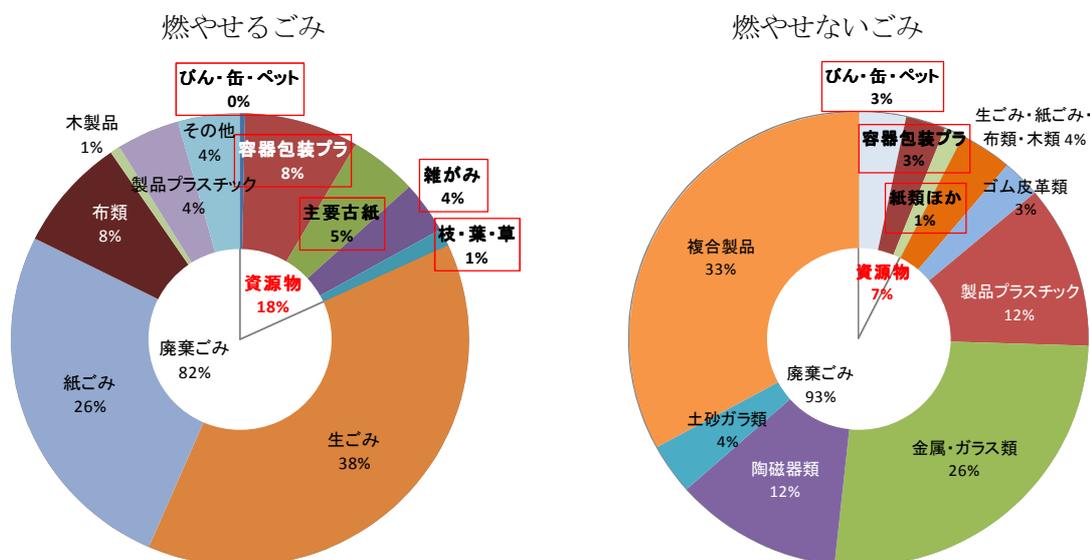
集団資源回収の登録団体数は年々増加しているほか、古紙や小型家電等の回収拠点についても、市内4か所にある地区リサイクルセンターや民間事業者と協力した拠点など、土日や夜間でも利用できる拠点が整備されており、市民の利便性は向上していると評価できます。

一方、「燃やせるごみ」等の廃棄ごみの中には、いまだに資源物が混入しているため、更なる分別の徹底を図るための仕組みづくりが必要と考えます。

◆ 集団資源回収の登録団体数の推移



◆ 家庭ごみの組成（平成 28 年度）



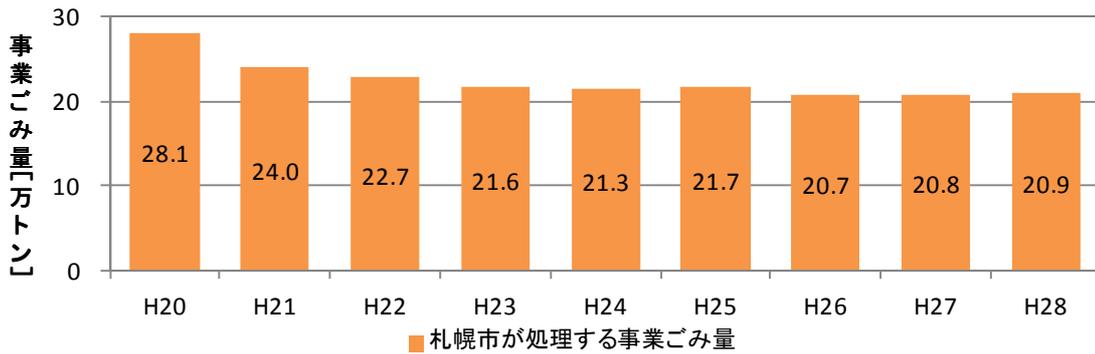
### 重点施策 3 事業者による自主的な資源化の促進

事業活動に伴って発生するごみについては、排出事業者の責任でごみ減量・リサイクルの取組を実践することが求められます。

そのため、大規模事業所には、立入開封調査や、ごみ減量・リサイクルの目標・計画やごみ処理実績などについて報告を受けたデータに基づき、「見える化システム」を活用したごみ減量・リサイクルの促進について指導を行い、小規模事業所には、古紙回収を促進するため、商店街古紙回収事業を普及させるほか、資源ごみ回収ボックスの設置費用の助成を行っています。

札幌市が処理する事業ごみ量は減少傾向にあり、取組の効果は見られますが、その時々を経済状況に左右されるため、景気動向によっては増加に転じる可能性も考えられます。また、事業ごみは、事業者自らが減量・資源化に取り組むことが原則ですが、一般廃棄物の処理責任は市町村が有していることを踏まえ、事業者に対する働きかけをより一層強化する必要があると考えます。

◆札幌市が処理する事業ごみ量の推移



#### 重点施策4 資源循環型ごみ処理体制の確立

発生・排出抑制の取組を進めてもなお排出されるごみについては、札幌市が可能な限り資源として処理していく必要があります。

札幌市では、清掃工場でのごみ焼却時に発生する熱を利用した発電や、焼却灰をセメント原料としてリサイクルする取組を行っています。焼却灰リサイクルに関しては、当初計画からリサイクル量が増加し埋立量が減少したことから、埋立処分場の残余年数の延長につながっています<sup>\*</sup>。このようにごみをエネルギーに転換することや埋立量を減らすことは、循環型社会の推進に寄与する取組として評価できると考えます。

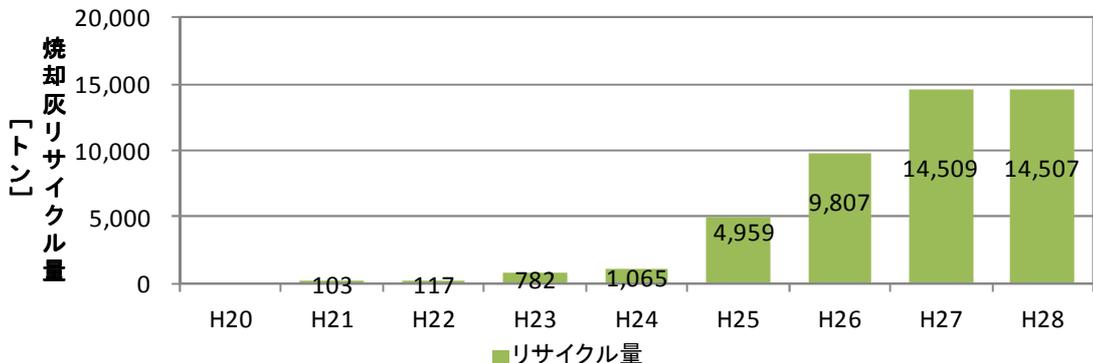
しかし、「埋立処分量」の管理目標を達成しておらず、また、できるだけ現在の埋立処分場を長く使用していくためには、より一層、発生・排出抑制の取組を含めた埋立量の削減に取り組む必要があると考えます。

※埋立処分場の残余年数

平成 20 年度時点：およそ平成 37 年度まで

平成 28 年度時点：およそ平成 58 年度まで

◆焼却灰リサイクル量の推移



#### 重点施策5 環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立

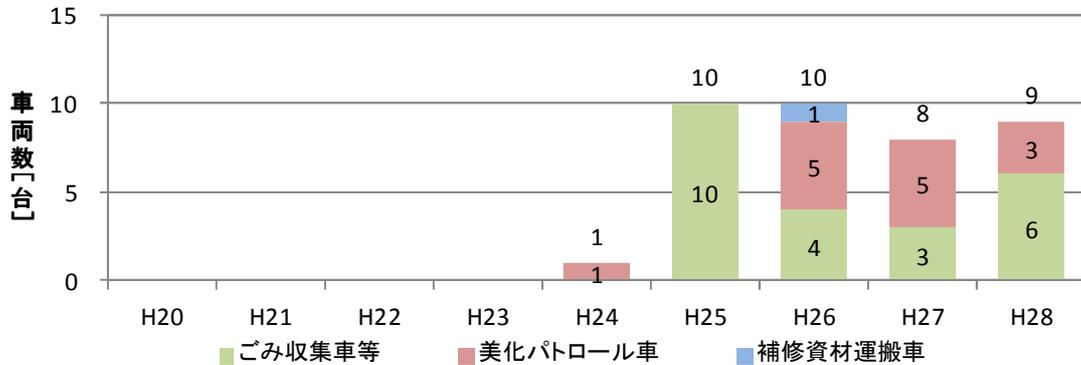
ごみ処理は、収集や処理の過程で多くのエネルギーを消費するなど、環境に少なからず負荷を与えるため、できる限り環境負荷を低減する取組が必要です。

札幌市では、清掃工場や埋立地の環境保全対策や、収集作業における環境負荷低減策としてCO<sub>2</sub>等の排気ガス排出量の少ないクリーンディーゼル車の導入な

どに取り組んでいます。市民が安心してごみを出せるよう、将来を見据えたごみの収集・処理体制の確立に取り組んでいることは評価できます。

今後も引き続き、環境負荷の低減に向けた取組を進めていく必要があると考えます。

◆クリーンディーゼル車の導入の推移



区分	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ収集車等	0	10	4	3	6
美化パトロール車	1	0	5	5	3
補修資材運搬車	0	0	1	0	0
合計	1	10	10	8	9
累計	1	11	21	29	38

(2) 推進方策

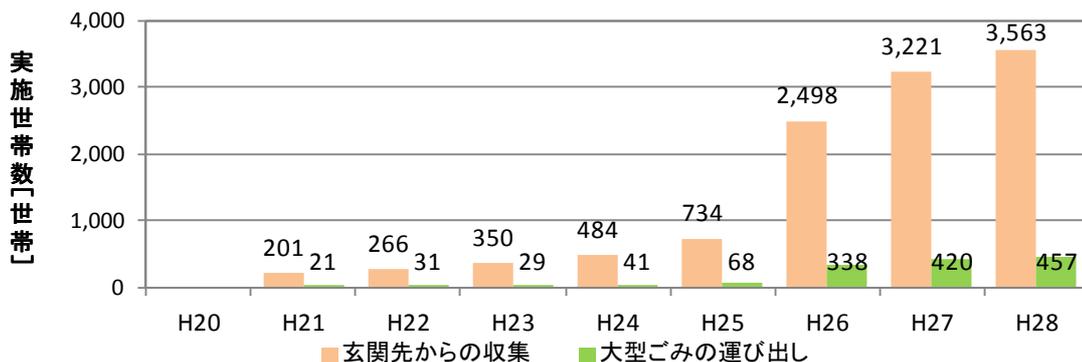
**推進施策1** 市民サービスの改善

ごみ出しに関する課題については、地域と札幌市が協働して改善を図る必要があるため、さっぽろごみパト隊によるパトロールやごみステーション管理器材の購入助成、ごみステーションの小規模化等の取組を行っています。また、ごみ出しが困難な方を支援するための取組として、さわやか収集を実施、拡大しています。

こうした取組は、市民の管理負担の軽減、利便性の向上につながっていると評価できます。また、さわやか収集については、年々利用者が増加しており、高齢者が安心して生活するための役割を果たしていると考えます。

一方で、高齢化の進行に伴い、今までのごみ出しに関する仕組みが維持できなくなることも考えられます。

◆さわやか収集の実施状況



## 推進施策2 普及啓発と環境教育の充実

市民・事業者のごみ減量・リサイクルの取組を進めるためには、具体的な取組や関連する情報などについて理解を深めることが重要であるため、テーマやターゲットを絞り、様々な媒体や機会を活用した取組を進めています。特に、紙類と容器包装プラスチックの適正排出については、現計画の重点取組の一つとして力を入れています。

しかし、「燃やせるごみ」の中には容器包装プラスチックが約2万トン、紙類が約2万1,000トン含まれており、合わせると約17%を占めている（p5 家庭ごみの組成（平成28年度）参照）ことから、適正排出の取組については進める余地があると言えます。

また、子どものうちから環境に関心を持つことは、次世代にわたってのごみ減量・リサイクル行動につながるため、環境教育は重要な取組と考えます。しかし、現状は、中学生以降ごみに関する教育はほとんど行われていないため、ごみ減量・リサイクルの意識が徐々に薄れていくように感じられます。

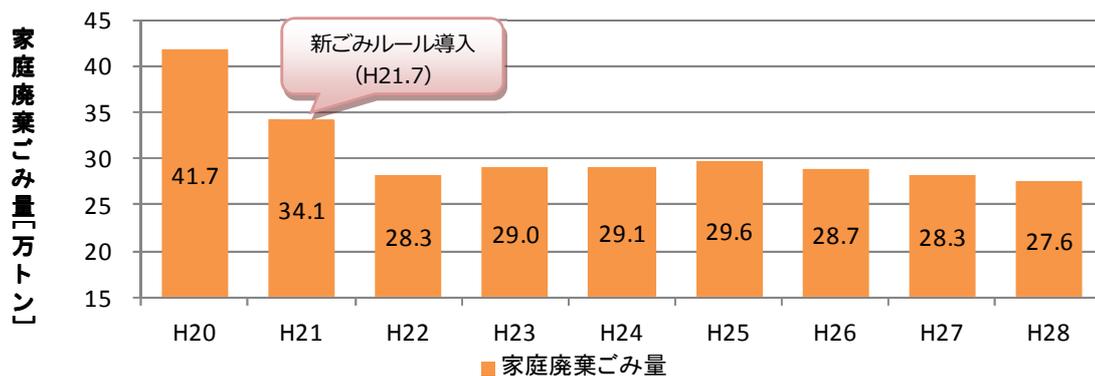
したがって、適正排出に係る普及啓発やごみ減量・リサイクルに関する環境教育について、継続して実施していく必要があると考えます。

## 推進施策3 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

平成21年7月から実施した家庭ごみの有料化は、経済的動機付けを働かせることで、市民のごみ減量・リサイクル行動につなげる制度です。また、ごみを多く出す人ほど金銭負担も大きくなるため、費用負担の公平性も確保されます。

制度の運用開始から現在まで、ごみ減量効果は持続しており、この制度は有効に働いていると考えられるため、今後も継続していく必要があると考えます。

◆家庭から出る廃棄ごみ量の推移



## 推進施策4 清掃事業の効率化と安定的な体制の構築

ごみ処理には収集から処理までの過程において、多大な経費がかかっているため、収集業務や清掃工場・埋立地などの処理業務について、民間委託を拡大するなどして効率化を図っています。また、安定的な体制の構築に向け、大規模災害に備えた近隣市町村との協定締結を行うなどの取組を進めています。

今後は、収集・処理業務において、既存の体制の見直しを含めたより一層の効率化を追求していくとともに、安定的な体制の構築を継続して進めていく必要があると考えます。

### 3 世界や国の動向・関連計画

#### (1) 世界的な動き

##### ア 資源制約の顕在化

天然資源を使い続けている現状において、銀、金、鉛といった有用金属は 20 年程度、石油、天然ガスは 40～60 年程度で枯渇すると言われていています。アジアを中心とした新興国では、天然資源の消費を拡大しながら経済発展を続けており、今後も同じペースで消費すれば、地球上の資源の絶対量が確実に減少していきます。有限な天然資源を大切に使い続けるためには、資源・エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい成長モデルに転換することが世界的に求められています。

##### イ 国連サミットにおける持続可能な開発目標の設定

2015（平成 27）年にニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、17 の目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、国連に加盟するすべての国は、2030（平成 42）年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととしています。

この SDGs の目標の中には、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用、食品ロスの削減、製品のライフサイクルを通じた廃棄物の削減などが盛り込まれています。

#### (2) 国の方針

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月策定）においては、循環型社会形成推進基本法における基本原則のうち、優先順位の高い 2R（リデュース、リユース）の取組が遅れていること、有用資源を回収する取組も十分に行われていないことが課題としてあげられています。こうした現状を踏まえ、2R の取組推進や資源回収の徹底など基本原則に則った処理方針が示されています。

また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応として、CO<sub>2</sub> の排出量削減に配慮した取組の推進についても示されています。

更に、廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 28 年 1 月改正）においては、前述の 2R の取組推進や CO<sub>2</sub> の排出量削減に加え、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平時から非常時まで対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備に関する方針が示されています。

#### (3) 札幌市の上位計画

##### ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン

戦略ビジョンは、今後予想される人口減少や超高齢社会など、これまで経験したことのない時代への転換期を迎えるに当たり、都市の魅力・活力と生活の質を高め、札幌のまちを未来に引き継いでいくための指針として策定され、札幌市のまちづくりの計画体系において最上位に位置付けられる「総合計画」です。

計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間であり、目指すべきまちの姿を描いた「ビジョン編」と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した「戦略編」で構成されています。

廃棄物関連については、「資源やエネルギーを有効活用するまち」をビジョンとして掲げ、戦略としては、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進を図ることなどによって「循環型社会の構築」を目指すこととしています。

#### **イ 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015**

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とした、戦略ビジョンを実現するための中期実施計画です。

同計画の推進に当たっては、社会情勢の変化により、複雑多様化する地域課題や市民ニーズに的確に対応することや、市民、企業、行政の総力「市民力」を結集し、人口減少や超高齢社会の到来による課題解決に取り組むことなどが示されています。

#### **ウ 札幌市環境基本計画**

環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 10 年度から平成 29 年度を計画期間として策定されました（平成 17 年度に一部改定）。

現在、札幌市環境審議会にて第 2 次環境基本計画の策定に向けた検討が行われており、2050（平成 62）年における札幌市の環境の将来像を掲げ、これを実現するため、循環型社会の実現等の 5 つの施策の柱を掲げて各種取組を推進することとしています。

また、新たに、生物多様性、PM2.5 等の環境問題、環境問題の解決を通じた社会課題や、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」への貢献という視点を盛り込むこととしています。

### **4 今後の課題**

現計画の評価に加え、世界や国の動向、札幌市の上位計画の内容を踏まえた結果、以下 4 つの事項を今後の課題として取り上げます。次期計画の方向性等については、こうした課題を踏まえた上で、次章以降に整理しています。

#### **(1) ごみの減量・資源化に向けた取組推進**

現計画に基づく様々な取組の結果、札幌市の家庭から出る 1 人 1 日当たりの廃棄ごみ量は、政令市の中でもトップレベルの少なさとなっていますが、資源物を含めた家庭ごみ排出量は政令市の平均レベルと決して少なくはない状況です（資料編 p26 参照）。また、世界的な資源制約の中、限りある資源の有効利用が求められていることから、今後は、食品ロスの削減やリユースの定着化といった市民の積極的な行動を促す 2 R の取組をより一層推進し、資源物を含めたごみ排出量の減量が必要と考えます。

なお、廃棄ごみの中には、容器包装プラスチックや雑がみといった資源物として排出すべきものや、小型家電や古紙といった回収拠点等に出すことでリサイクル可能なものが多く出されていることから、適正排出や拠点回収の促進など、リサイクルについても更なる取組が必要と考えます。

更に、家庭ごみの取組だけでなく、事業ごみの減量に向けた取組も重要な視点で

す。これからは、札幌市から出るすべてのごみに対してアプローチしていく必要があると考えます。

## **(2) 超高齢社会への対応**

札幌市では、今後高齢化がかつて経験したことの無い水準まで進行することが予想され、これまで以上に、ごみの分別やごみ出しが困難になる高齢者が増加することが考えられます。また、加齢によるライフスタイルの変化に伴い家の中を整理する際には、ごみや資源物が大量に出されるだけでなく、家具や食器類など使用可能なものも多く排出される可能性があります。

こうした状況に対応するため、高齢者に分かりやすい周知方法や利用しやすい回収方法の検討、家の整理に伴い発生する資源物等のリユース・リサイクルの対策が必要と考えます。

## **(3) 市民、事業者、NPO等関係団体、行政の連携**

循環型社会の実現に向けては、行政の取組だけでなく、市民や事業者の更なる意識の向上を図るとともに、これを行動に移すことが求められます。また、人口減少や高齢化の進行等の社会情勢の変化に対応していくためには、行政の取り組みはもちろんのこと、市民、事業者等が持っている強みを生かしていくことが重要です。

そのためには、市民、事業者、行政のより一層の連携に加え、地域に精通している方々やNPO等関係団体とも連携していくことが必要と考えます。

## **(4) 大規模災害に備えた廃棄物処理**

近年、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害が相次いで発生しており、札幌市においても大規模災害が発生する可能性があります。このような大規模災害時においても安定した廃棄物処理の観点が全国的に求められていることから、札幌市でも平時から災害時まで、円滑に廃棄物を処理する体制の整備が必要と考えます。

## 第2 次期計画の方向性

「新ごみルール」の導入とその定着等によって、家庭から出る廃棄ごみ量の少なさは政令市の中でもトップクラスとなっています。また、現計画で定めているごみ量管理目標の多くは最終目標に達していないものの、ごみの減量・リサイクルが着実に進んでおり、現計画の取組の方向性は一定の成果があったものと考えられます。

このため、次期計画でも、現計画をベースとして、更なるごみの減量・リサイクルに向けた取組の強化を図るほか、国等の方針や今後予想される社会動向を踏まえ、新たに取り入れるべき事項を加えることが適当であると考えます。

次期計画の策定に当たっては、こうした方向性を基本とし、以下の視点を踏まえた計画とするよう求めます。

### 1 基本目標について

現計画の基本目標である「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」は、国の方針や札幌市まちづくり戦略ビジョンの方向性と合致するため、次期計画においても、基本的な考え方を維持することが適当であると考えます。

ただし、表現については、基本目標を見た市民や事業者の心に残るような未来志向の言葉やごみ減量や分別・資源化へ取組意欲が湧くような言葉を入れるなど、必要に応じた修正・見直しをすることで、より良い目標になると考えます。

### 2 基本方針について

現計画の基本方針は、基本目標を達成するため、環境、経済、社会の各側面が、調和を保ちながらバランスを取っていくことが必要であるとの考えに立ち、「環境」「経済」「社会」を基本方針に掲げ、3つの視点を考慮した取組を策定することとしています。

次期計画では、現計画の状況や国等の動向、社会情勢等を踏まえ、基本方針に次の考え方を取り入れるべきと考えます。

#### (1) 3Rの更なる推進

3Rの優先順位を明確にし、まずは2Rを優先した取組を進めるべきと考えます。

それでも排出されるごみについては、分別・排出の質の向上、未利用資源の活用といったリサイクルを行うなど、3Rの更なる推進について、基本方針の考え方に取り入れるべきと考えます。この場合、高齢者に対する取り組み方については、特に留意すべきと考えます。

#### (2) 効率性の向上

リサイクルなどの廃棄物処理に関しては、コスト効率性とともエネルギー効率性の視点を基本方針に取り入れるべきと考えます。併せて、複数の取組を比較検討する場合、より環境負荷の小さい取組を選択すべきと考えます。

### **(3) 市民・事業者との協働、NPO等関係団体との連携**

札幌市がごみ減量・資源化の取組をより強化していくためには、市民（住民組織）や事業者との協働・協力が重要です。そのためには市民と事業者をつなぐコーディネーターの役割も必要になるため、札幌市がNPO等関係団体と連携し、コーディネーターの役割も担う視点を基本方針の考え方に取り入れるべきと考えます。

### **(4) 災害時への対応**

東日本大震災以降、安全・安心への意識が高まる中、これまでの環境保全に加え安全・安心を重視した廃棄物処理が必要となっています。災害発生時において、計画に基づく取組が停滞することなく、適正かつ円滑、迅速な処理を行えるよう、災害時のごみ処理体制の確保に関する視点を基本方針に加えるべきと考えます。

## **3 管理目標・指標**

現計画の管理目標とは別に、以下の視点を取り入れるべきと考えます。

### **(1) 資源物を含めたごみ排出量を削減する目標**

大量生産、大量消費、大量廃棄によってごみ量が増大した当時は、ごみの減量が喫緊の課題として社会問題化したため、ごみ排出量の削減が求められていました。

現計画では、資源物の分別による廃棄ごみ量の削減に重点を置くことで、焼却量、埋立量の大幅な削減やリサイクル率の向上など、大きな成果を上げたところです。

これからは世界的な資源制約への対応を含め、改めてごみ全体の排出量の削減を進めていく必要があることから、これを評価するための目標を設定すべきと考えます。

### **(2) 市民や事業者の取組を評価する視点に立った指標**

市民が資源物を分別して民間の回収拠点に排出することや、事業者が古紙等のリサイクルを促進することは、札幌市が処理するごみ量の削減につながります。これらの取組による成果を可能な範囲で把握し、公表することが更なる取組につながると考えられるため、これを評価するためにはどのような指標が適切かを調査・研究し、設定するよう努めるべきと考えます。

### **(3) コスト効率化やエネルギー効率化の視点に立った指標**

人口減少を目前に控えている札幌市においては、経済規模の縮小や税収の減少などにより、財政状況の悪化が懸念されるところです。また、循環型社会の実現に向けては、限りある資源やエネルギーを有効に活用することが重要です。

このため、ごみの収集運搬や処理について、できる限りコストやエネルギー消費量を抑え、かつエネルギーを効率的に利用するかが今後求められることから、こうした取組を評価するための指標を検討し、設定するよう努めるべきと考えます。

なお、これまで以上にコストが増える取組も考えられるため、全体のコストに配慮した予算配分の最適化を目指すことが重要です。

#### **4 市民・事業者が取り組むためのきっかけづくり**

改定計画において新たに導入したスリム行動指標は、日常生活におけるごみ減量・リサイクルの取組に関し、定量的かつ身近に感じられる“わかりやすい成果指標”として設定されました。次期計画においても、引き続き管理目標の達成に向けた手段のひとつとして、市民・事業者が実際に取り組みやすい行動やキャッチフレーズ等を設定するとともに、取組状況などを公表することで市民・事業者のモチベーションを向上させていくことが重要です。

### 第3 次期計画で重点的に取り組むべき事項

本審議会では、札幌市のこれまでの取組、国等の動向、更には高齢化の急速な進行を見据え、次期計画において重点的に取り組むべき事項として3Rの更なる推進を図ることが重要と考え、「2R（リデュース・リユース）」と「資源化（リサイクル）」の2つのグループに分けて、集中的に議論しました。

この議論を通じて、3Rの更なる推進の視点はもちろんのこと、超高齢社会等の今後の社会を見据えた取組の視点、更に事業ごみ減量の取組強化の視点について、今後重点的に取り組むべきと整理しました。

#### 1 3Rの更なる推進

##### (1) 2R（リデュース、リユース）の取組推進

循環型社会の形成に向けては、廃棄ごみだけでなく、資源物を含めたごみ全体を減らすための取組が必要です。このため、リデュースを促すための取組やリユース機会の提供、食品ロス対策をより一層推進することが重要と考えます。

##### ア リデュースを促すための取組

不要なものを買わない、もらわない等のリデュースの取組は、少し意識するだけで実践することができ、多くの市民が日常的に少しずつ取り組むことで、市全体として大きな効果を得ることができることから、町内会等の様々な機会を活用し、リデュースについて啓発していくことが重要です。

特に、「燃やせるごみ」で最大の割合を占める生ごみは、可能な限り発生させないようにすることが大切です。この生ごみの中には、食べ残しや手つかずの食品が多く含まれていることから、買い物の際に買い過ぎない、買ったものを無駄にしないといった「食品ロス」削減の取組を進めることが、生ごみのリデュースを進めるうえで効果的と考えます（別項ウ参照）。

また、既に市民に定着している取組として、スーパー等でのレジ袋削減の取組があげられますが、この取組が効果的であるのは、レジ袋を有料としていることが大きな理由であると考えられます。このように、市民が取り組む動機付けを与えることが効果的であると考えます。

##### イ リユース機会の提供

リユース（再使用）とは、まだ使える物を繰り返し使用することを意味し、ごみを減らす取組を指す言葉です。自分で繰り返し使用することはもちろん、他の人に譲るなどして繰り返し使用してもらうこともリユースに当たります。

ファッションロス、家電品ロス、健康器具ロスという言葉が出始めたように、買ったままほとんど使われない物が、家の中に多く滞留している状況があると言われており、これらの新古品はリユースに適した物の代表例となります。

市内には多くのリユースショップがあり、また、札幌市においてもリユースの取組を実施していますが、まだ市民に十分浸透していないと思われれます。そのた

め、市民がリユースしようと思った時に、市の施設を含めどこに持ち込むことができるかなど、市民にとって利便性が高まる情報提供を行うことが重要です。

また、民間で行われているリユースの取組を評価できるよう、取組件数や事業者数等の情報を整理し、公表するなどの支援をすることで、リユースが普及・拡大していくと考えます。

#### 【この視点における審議会での意見】

##### ◎リユースマップの作成

リユースの利用環境を整えるため、一定の掲載基準等を設け、リユース等の拠点やリユースショップをまとめて掲載したマップを作成することが効果的です。更に資源回収拠点を合わせてマップ化すれば、市民にとって利便性が高まります。

##### ◎地域行事を活用したリユースの場の提供

町内会の会合や敬老の催し、お祭り等の地域のイベントにおいて、家庭にある不用品を交換する取組等が行われると、リユースの促進につながります。

## ウ 継続的な食品ロス対策

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、食品ロスを削減することは、食品の無駄を減らすだけでなく、ごみの減量にも直結するため、非常に重要です。

スーパー等においては、消費者の食品に関する認識や意識が高くなっていることから、賞味期限等の日付管理を強く意識しています。その結果、まだ食べられるにも関わらず、販売期限内に売れなかったという理由で商品を廃棄するなど、食品ロスが発生してしまいます。スーパー等において、消費者のニーズに合致しない取組を自主的に行うのは困難であると考えられるため、賞味期限や消費期限等についての情報提供・情報発信を行い、市民の理解を得ていくことが重要です。

また、各家庭においては、買い過ぎや作り過ぎで食べきれなかった食品を捨ててしまう等の理由で食品ロスが発生します。こうした状況に対しては、札幌市において冷蔵庫整理に焦点を当てたキャンペーンなどの工夫した取組を実施しているため、更に市民に定着するよう、引き続き取組を行っていく必要があります。

福祉的な観点から行われているフードバンク等の取組も、食品ロスの削減に有効です。こうした取組に対し、行政としての支援の在り方を検討していく必要があります。

## (2) リサイクルの取組推進

2Rの取組を進めても排出されるごみは残るため、次のステップとして、資源となるものを適正に分別し、リサイクルすることで、廃棄ごみ量を減らすことが必要となります。

このため、集団資源回収の促進と、容器包装プラスチック、雑がみ等の資源物の分別排出ルールの周知・徹底、更に市民が行う生ごみ堆肥化への取組支援を進めることが重要と考えます。

## ア 資源回収の促進

札幌市では、資源物を集めるために回収拠点を設置するなど、様々な取組を行っていますが、更なる資源化の推進のために、こうした取組を強化していくことが必要です。

新聞・雑誌・ダンボールの主要古紙は、いまだに「燃やせるごみ」や「雑がみ」として排出されているものがあるため、集団資源回収に加え、地区リサイクルセンター等の市有施設や民間事業者の回収拠点などの複数の選択肢から、市民がそれぞれのライフスタイルに合わせて選択できるような仕組みをつくるのが効果的です。その際には、市民の分別・リサイクルの取組を評価できるよう、集団資源回収だけでなく、回収拠点などに排出される資源物の量も出来る限り把握することが望ましいと考えます。

なお、集団資源回収は、市民にとって最も身近なリサイクル活動の一つであり、また、町内会やPTA等の団体への貢献につながる重要な取組です。市民の協力を得られるよう、より一層の周知（取組のメリット、回収品目、実施日等）や、回収品目の増加に向けた働きかけに努める必要があります。

小型家電については、「燃やせないごみ」として排出することもできますが、出来るだけ小型家電リサイクルに回すことが重要です。そのためには、排出方法だけではなく、世界的な資源制約への対応にも寄与する有用金属の循環利用といったリサイクルの意義やリサイクル方法なども含めた周知・徹底が効果的です。

### 【この視点における審議会での意見】

#### ◎集団資源回収未利用者への制度の周知

市民意識調査では、集団資源回収が行われているかわからない、あるいは利用していないという回答も少なくありません。これらの未利用者にとって、民間事業者の回収拠点は、多様な排出方法を提供するものであり、市民の分別排出の動機付けにつながることも考えられます。未利用者には集団資源回収制度とともに、民間事業者の回収拠点の利用について併せて周知することが効果的です。

## イ 分別・排出ルールの周知・徹底

資源物を排出する際には、汚れたまま出さないなど、市民が適正に分別・排出することで、収集後の選別の負担が軽減されるなど、市のコスト抑制などの効率性改善につながることから、適正な分別・排出に向けた啓発が必要です。

また、資源が実際にどのような工程でリサイクルされているかという理解を深めていくことや、市民のリサイクルへの取組が、どれだけ環境問題に貢献しているか、ごみ処理費用抑制などの効率性改善につながるのか等を数値化（見える化）して周知することで、市民の意識が向上していくと考えます。

### 【この視点における審議会での意見】

#### ◎若年層向けの啓発

大学や専門学校の新入生向けのごみ出しルールに関するチラシについては、入学式などで配布していますが、持ち帰る学生が少ない状況にあるため、若年層に広く普及している

スマートフォンを活用するなどの方法が効果的です。

### ◎市民の関心を引く啓発

ごみの分別ルールを定着させるためには、分別クイズなどを載せたポスターを掲示し、ごみ分別アプリで回答を確認できるようにするなど、アプリの活用が効果的です。また、こうしたポスターは、トイレや食堂など、市民が少しの間留まる場所に掲示することが有効です。

### ◎事業者との連携による転入者向けの啓発

札幌で新生活を送る学生や転勤者については、区役所においてごみの分別等のガイドブックやチラシを配布していますが、学生は住民票を移さないこともあることから、引き続き不動産業者と連携してガイドブック等を配布し、説明してもらうなど、ごみの分別ルールの周知・徹底が有効です。

## ウ 市民が行う生ごみ堆肥化への取組支援

食品ロス対策や水切りによる減量などの発生・排出抑制の取組を進めるとともに、発生した後も、生ごみは資源であり、有効活用することが重要であるということ定着させる必要があります。

札幌市ではこれまで、コンポスト容器、堆肥化器材や電動生ごみ処理機の購入助成、家庭で作った堆肥を引き取り野菜と交換する制度など、市民が行う生ごみ堆肥化への支援を実施してきたところですが、生ごみは資源という意識が定着することで、取組が一層進むと考えられます。また、これらの取組支援は、環境教育や環境意識の向上につながることから、引き続き、取組を継続することが必要です。

## 2 超高齢社会への対応

今後、高齢化がかつて経験したことのない水準まで進むことで、社会環境が大きく変化することが予想されており、このような状況に対応する取組が求められます。

高齢化が進むにつれ、ごみの分別・排出が難しくなる世帯が増加することが考えられます。そのような世帯が増加していくと、市民負担やコストの面からも、これまでの制度だけで対応することは困難となることが予想されることから、市民や事業者も行政とともに行動していくことが重要です。行動に当たっては、コスト効率性などの視点も踏まえ、事業者や町内会などの地域コミュニティ等と連携した、高齢者の分別・排出支援方法を検討・構築することが重要です。

また、加齢によりライフスタイルが変化し、家の中の整理等を行う際に発生する資源物等に対応するため、地区リサイクルセンター等の市有施設や民間事業者の回収拠点を充実させていく必要がありますが、高齢者は重いもの、大きなものを運べないことが考えられることから、高齢者の利用を手助けするとともに、分かりやすく周知することも必要です。

なお、家の中の整理等に整理業者を活用する際には、廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法に基づき許可等が必要であることを周知するとともに、リサイクルに加えてリユースの意識を持って活動するよう市からも働きかけが必要と考えます。

【この視点における審議会での意見】

◎リユース品等の買取りサービスに関する情報提供

回収拠点等までリユース品等を持って行けない人への対応として、買取りサービス等に関する情報提供を事業者等と連携して行うことが有効です。

◎福祉分野との連携による情報提供

環境分野だけで施策を考えるのではなく、高齢者等の見守り活動を行っている方々や保健師・ホームヘルパー等の福祉分野と連携した情報提供等を行うことが有効です。

### 3 事業ごみの減量に向けた取組推進

事業ごみの減量は、事業者が自主的に減量に取り組む必要があることから、これを促すような指導・支援が重要と考えます。

#### (1) 事業者の自主的なごみの減量への取組

事業者にごみ減量行動を促すためには、市民や行政と事業者とのコミュニケーションが重要になります。

行政から事業者に対し、ごみ減量の取組方法を周知する際には、ごみ減量による処理費用の削減効果を併せて示すことで、事業者が取り組むインセンティブとなり、ごみ減量の取組が促進されます。

また、飲食店において、提供される食事の量などの希望を市民が飲食店側に伝えやすくすることで、食べ残しを減らしていくことも将来的には必要です。

なお、事業所から出る古紙など、市の処理施設へ搬入されず、民間の施設で処理されるものについては、量や流れの把握が困難という現状がありますが、事業者の取組を適正に評価することができるよう、可能な範囲で民間処理ルートや処理量の把握に努めるべきです。

#### (2) 排出事業者の役割の強化

事業ごみの分別は、排出事業者が自主的に行うことが一般的ですが、京都市では、全国に先駆けて排出事業者による紙類の分別を条例で義務化しました。札幌市においても、分別・資源化を更に進めるために、段階的に排出事業者の役割を強化していくことが必要です。

【この視点における審議会での意見】

◎小規模事業者への分別指導

大規模事業者は、事業系廃棄物減量計画書・処理実績報告書等により自主的に取組が進められていますが、小規模事業者についても、収集運搬業許可業者や清掃工場等と連携した分別指導が有効です。

◎優良事業者の表彰制度

近年、CSR<sup>\*</sup>の観点からごみ減量等に関する取組を行う事業者が増えていることから、更にインセンティブを高めるため、優良な取組を表彰する制度をつくるのが有効です。

また、市民を対象に表彰事業者の見学ツアーなどを実施することにより、事業者の意識向上や新たな取組の促進が期待でき、更なるごみ減量につながると考えます。

※CSR：企業が事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任

## 第4 次期計画の策定において留意すべきこと

### 1 情報発信の在り方

これまでごみに関わる情報は主に札幌市から発信されていますが、これからは市民等から情報を収集することにも努め、市民・事業者・NPO等関係団体・行政が互いにコミュニケーションを取り、情報共有していくことが重要です。

また、情報発信に当たっては、様々な機会を活用することにより、その効果はより高まります。例えば、地域のお祭り等のイベントにおいて行われるごみの分別などを通じて、ごみの減量について改めて意識してもらうことや、市が購入を助成しているコンポスト容器や生ごみ電動処理機を使って生ごみの減量に取り組んでいる市民に、情報発信のキーパーソンになってもらうなどの方法が考えられます。

このような既存の仕組みをうまく活用した取組を含め、効果的な情報発信を行うよう求めます。

### 2 環境教育の更なる充実

札幌市の小学校では、環境副教材を使用した授業や、清掃工場・資源化施設の見学、学校給食の調理くずや食べ残しを堆肥化するフードリサイクル事業など、ごみ問題に関する様々な環境教育を実施しています。

しかしながら、中学や高校に進むにつれて、地球環境問題などグローバルな視点に立った環境教育に移行し、ごみ問題への関わりが希薄になっているのが現状だと思われれます。身近な環境問題の一つとして中学、高校、大学・専門学校へ進んでもごみ問題に関する環境教育を受けることができ、特に高校、大学・専門学校では町内会等の地域活動に参加するボランティア実習など、実践的な内容についても学ぶことができるよう、教育機関等と連携していくことを要望します。

また、このような環境教育を受けた学生、生徒が将来家庭を持ち、家庭教育の中で子どもたちに教育することによって次の世代へと受け継ぐことができると考えます。

### 3 今後の社会の進展に対応した資源回収

世界的な資源制約への対応として、限りある資源を有効利用するためには、世界や国・他の自治体等の動向を注視し、新たな品目のリユース・リサイクルが可能になった場合は、回収品目の追加を検討すべきと考えます。

また、民間事業者が新たに立ち上げるリサイクル事業に対する支援を行うなど、札幌市のごみ減量・リサイクルに有効と考えられる取組を積極的に支援することで、民間事業者の取組・事業が活性化するような気運を醸成していくべきと考えます。

### 4 外国人（観光客・留学生）への普及啓発

札幌市は観光都市として観光産業を推進しており、最近は多くの海外旅行者が訪れ

ています。また、留学生の受入れ数も増加しており、外国人の数は今後も増えていくことが想定されます。

外国人に、札幌市のごみルールを守ることが町の美観につながっていることを理解してもらうことは、ごみの減量・リサイクルの推進だけでなく、自国に戻って札幌の取組状況等が発信され、札幌市のイメージアップにつながることから、外国人向けにも積極的な普及啓発を行うよう要望します。

## 5 国際的な取組への貢献

国連の「持続可能な開発サミット」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、今後世界全体が発展していくために各国が取り組んでいくべき行動の目標について示されており、目標達成のためには、国民や事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。

環境首都を目指す札幌市としては、次期計画において、市民・事業者・NPO等関係団体が、ごみの減量・リサイクルを通じて世界へ貢献していけるような視点も取り入れることを要望します。特に、世界的に注目されている食品廃棄物に関して、食品ロスの削減や生ごみのリサイクルを推進・発信できるような取組が重要です。

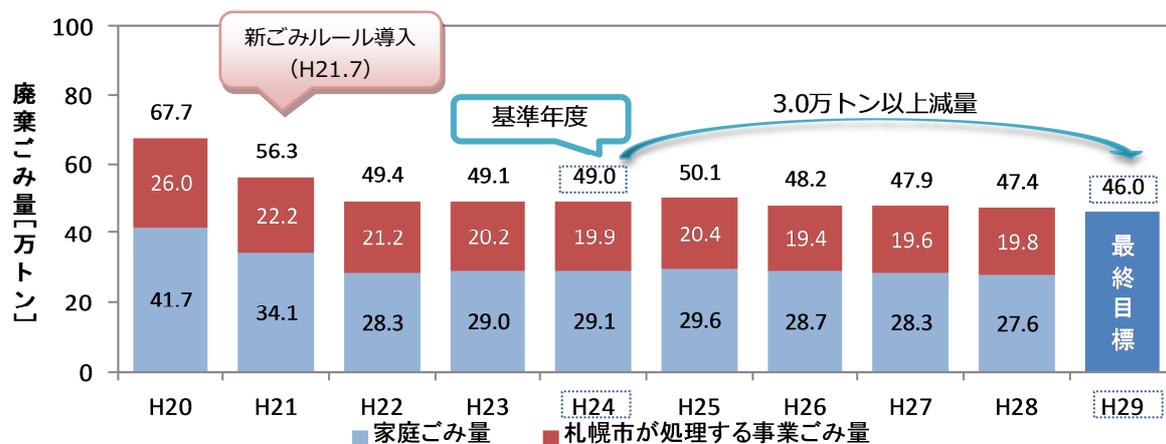
# 資料編

## 1 現計画（平成 20 年 3 月策定）の主な取組

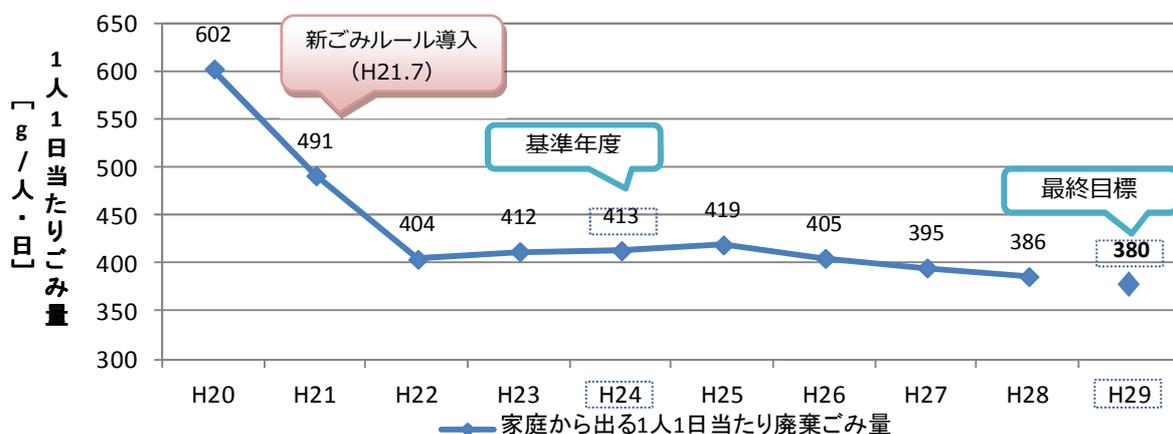
年度	施策	
20	○「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」締結	
	○ごみステーション管理器材購入助成事業の開始	
	○さっぽろごみパト隊の先行配置	
	○中央地区リサイクルセンターの設置	
21	○札幌ごみパト隊の本格稼働	
	○事業系廃棄物の減量計画書等の提出義務のある事業所の対象の拡大	
	○清掃工場・破碎工場に搬入指導員（ごみGメン）の配置	
	○事業ごみ指導員の配置	
	○リユースプラザの本格稼働、厚別地区リサイクルセンターの開設	
	○新ごみルール開始（平成 21 年 7 月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化（1kg当たり 2 円）</li> <li>・「雑がみ」「枝・葉・草」収集の開始</li> <li>・「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」の別日収集</li> <li>・「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」の分別区分の変更</li> <li>・「燃やせないごみ」の収集回収の変更（週 1 回から 4 週に 1 回）</li> <li>・指定袋に入る「大型ごみ」は燃やせるごみ、燃やせないごみとして収集</li> </ul>	
	○札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の開始	
	○集団資源回収実施団体への奨励金額の増額（2 円/kg⇒3 円/kg）	
	○箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業の開始	
	○篠路清掃工場の運転休止	
	22	○集団資源回収実施業者への奨励金額の変更（ダンボール・布：1 円/kg⇒4 円/kg、新聞 1 円/kg⇒0 円/kg）
		○古紙回収ボックスを地区センター等に 8 か所増設
		○西地区リサイクルセンターの開設
○篠路清掃工場の廃止		
23	○新聞・雑誌・ダンボールを「雑がみ」の収集対象から除外	
	○一部スーパーでダンボールのみを回収する「ダンボール回収協力店」の開始	
	○「商店街古紙回収モデル事業」開始	
	○一定条件のもと個人宅からの古紙回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙引取案内」の開始	
	○札幌狸小路商店街振興組合・札幌大通まちづくり株式会社と「狸小路スリムタウン協定」締結	
	○事業系資源ごみ回収ボックス設置費補助事業の開始	
24	○みんなで始める生ごみダイエットキャンペーン（9 月～11 月）	
25	○使用済み小型家電回収開始	
	○小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」締結	
	○公益社団法人北海道産業廃棄物協会と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」締結	
	○スマートフォン等携帯端末用「札幌市ごみ分別アプリ」の配信開始	
	○一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定	
26	○クリーンさっぽろ衛生推進協議会との協働事業として「クリーンミーティング」を開始	
	○「商店街古紙回収モデル事業」の市内全 10 区展開達成	
	○北地区リサイクルセンター開設	
	○地区リサイクルセンターで古着回収開始	
27	○クリーニング店、各清掃事務所（中央を除く）、処理場管理事務所で古着回収開始	
	○清田区の一部地域において、火災事故の防止を目的としたスプレー缶類モデル事業を実施	
	○事業者のリサイクル活動の促進に向けた支援として「見える化システム」を開始	
28	○「日曜日は冷蔵庫をお片づけ」を合言葉に冷蔵庫整理キャンペーンを実施	
	○宴会の開始から 25 分、終了前 10 分は自分の席について食べ残しを減らす 2510（ニコッと）スマイル宴の取組を開始	

## 2 ごみ量管理目標の達成状況

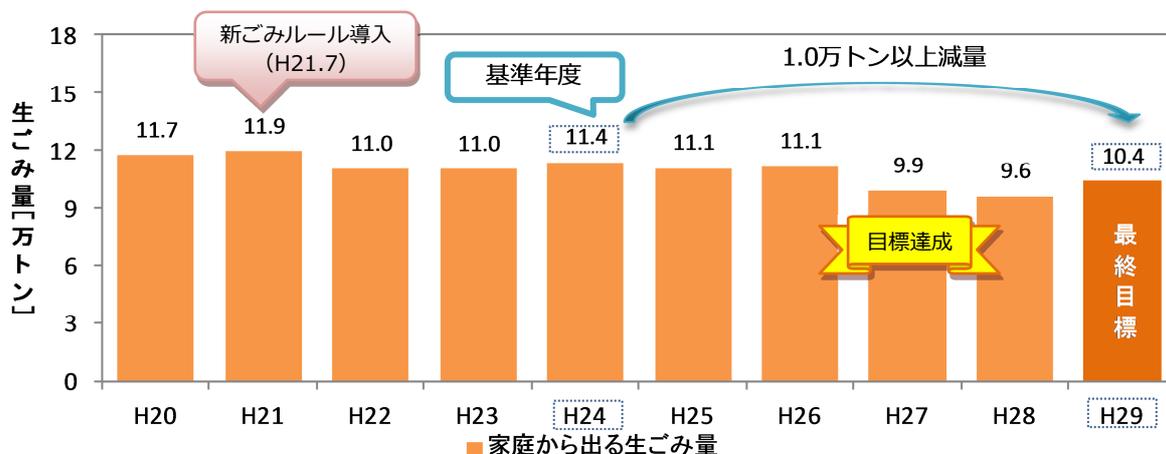
### (1) 廃棄ごみ量全体



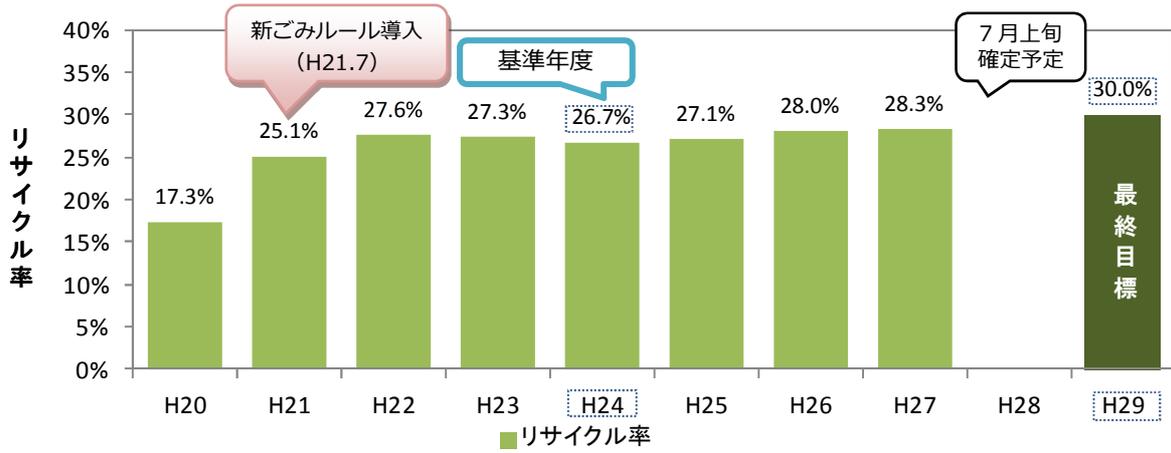
### (2) 家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）



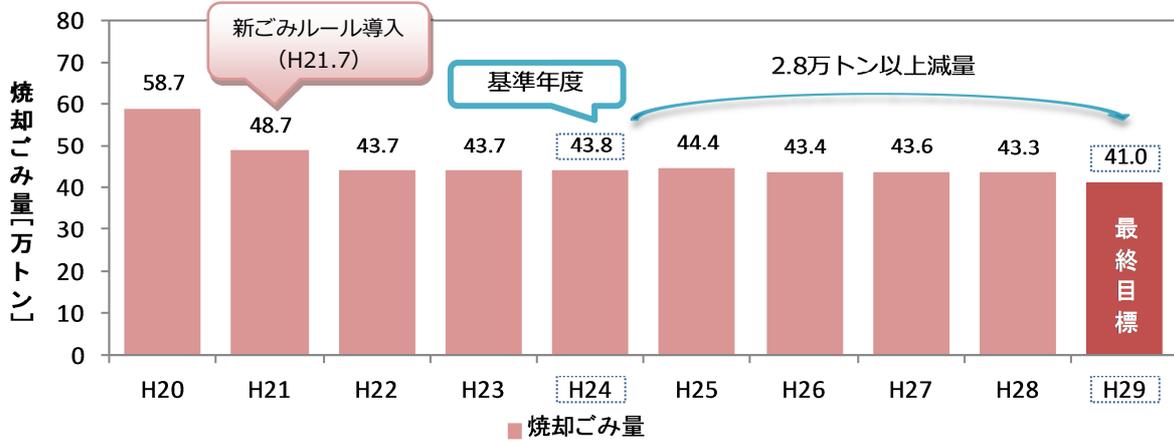
### (3) 家庭から出る生ごみ量



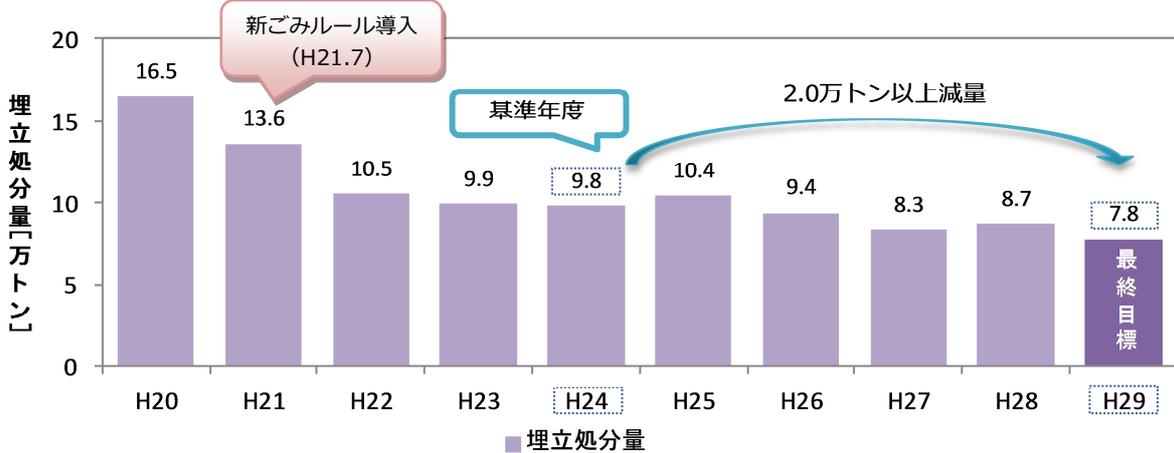
(4) リサイクル率



(5) 焼却ごみ量



(6) 埋立処分量



### 3 政令市との比較（平成 27 年度）

#### (1) 家庭から出る廃棄ごみ量

順位	都市	推計人口 (人)	廃棄ごみ量 トン	原単位 g/人・日
1	大阪市	2,691,185	357,111	363
2	京都市	1,475,183	200,036	370
3	広島市	1,194,034	166,235	380
<b>4</b>	<b>札幌市</b>	<b>1,953,784</b>	<b>282,783</b>	<b>395</b>
5	横浜市	3,724,844	577,061	423
6	熊本市	740,822	122,939	453
7	川崎市	1,475,213	252,661	468
8	仙台市	1,082,159	192,629	486
9	北九州市	961,286	171,703	488
10	神戸市	1,537,272	277,168	493
11	名古屋市	2,295,638	416,322	496
12	新潟市	810,157	147,802	498
13	浜松市	797,980	147,338	504
14	岡山市	719,474	133,177	506
15	千葉市	971,882	181,087	509
16	福岡市	1,538,681	289,778	515
17	さいたま市	1,263,979	243,219	526
18	相模原市	720,780	139,368	528
19	堺市	839,310	168,765	549
20	静岡市	704,989	161,573	626

#### (2) 家庭から出るごみ排出量（資源物含む）

順位	都市	推計人口 (人)	排出量 トン	原単位 g/人・日
1	京都市	1,475,183	225,624	418
2	大阪市	2,691,185	418,372	425
3	広島市	1,194,034	213,592	489
4	横浜市	3,724,844	696,690	511
5	福岡市	1,538,681	300,454	534
6	神戸市	1,537,272	304,289	541
7	北九州市	961,286	190,237	541
<b>8</b>	<b>札幌市</b>	<b>1,953,784</b>	<b>390,581</b>	<b>546</b>
9	浜松市	797,980	160,915	551
10	熊本市	740,822	149,754	552
11	岡山市	719,474	146,264	555
12	名古屋市	2,295,638	474,563	565
13	川崎市	1,475,213	306,446	568
14	堺市	839,310	182,521	594
15	千葉市	971,882	211,912	596
16	仙台市	1,082,159	240,555	607
17	さいたま市	1,263,979	296,365	641
18	新潟市	810,157	191,845	647
19	静岡市	704,989	168,792	654
20	相模原市	720,780	175,456	665

※廃棄ごみ量、排出量は環境省の「一般廃棄物処理実態調査」（平成 27 年度）より引用  
 なお、札幌市以外の廃棄ごみ量は排出量（家庭ごみ）から資源物量を差し引いて算出



# 付属資料編

## 1 諮問内容

### 次期札幌市一般廃棄物処理基本計画の方向性について（諮問）

本市は、平成 20 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」に基づき、家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を始めとする様々な施策を実施し、市民の協力によって、大幅にごみの減量・資源化が進み、清掃工場 1 か所の廃止や埋立地の延命化をすることができました。

平成 26 年 3 月には、更なるごみの減量・資源化に向け、同計画を一部改定し、紙類・容器包装プラスチックの適正排出や生ごみの減量・資源化の促進について重点的に取り組んでいるところです。

この間、国において、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環の質にも着目した 2 R（リデュース・リユース）の取組をより一層進めていくこととしています。

また、人口減少を目前に控え、高齢化が進行する中、本市が策定した新たなまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」においても、「循環型社会の構築」を掲げており、市民・企業・行政の連携がより一層重要なものとなります。

こうした転換期においては、市民の意識や生活スタイルなども変化し、多様化する市民ニーズに的確に対応した施策を検討する必要があることから、本市や国の状況、社会情勢等を踏まえ、次期基本計画の方向性について、御意見、御議論いただきたく、ここに諮問いたします。

## 2 第8期札幌市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属団体・機関等	委員の交代	所属部会等		
			2R	資	起
会長 福士 明	北海学園大学 法学部 教授				◎
副会長 桑原 昭子	一般社団法人 札幌消費者協会 顧問		◎		○
委員	赤城 由紀	札幌国際大学 人文学部 心理学科 准教授	○		
	石井 一英	北海道大学 大学院 工学研究院 環境創生工学部門 准教授		◎	○
	越智 けい子	札幌商工会議所 女性会 副会長		○	
	木澤 真人	日本チェーンストア協会 北海道支部	○		
	草野 竹史	NPO法人 ezorock 代表理事	○		○
	永井 友子	公募委員	○		
	永井 均 遊佐 秀憲	環境省北海道地方環境事務所 環境対策課長	平成 28 年 4 月		○
	納谷 迪那	公募委員			○
	古川 和夫 河崎 快二	クリーンさっぽろ 衛生推進連絡協議会 代表	平成 28 年 4 月	○	
	武藤 雅人	公益社団法人 食品容器環境美化協会 北海道地方連絡会議 前主宰幹事			○ ○
	山本 裕子	北海学園大学 工学部 准教授			○
	渡辺 真理	株式会社 北海道新聞社 経営企画局 企画本部 部次長	平成 28 年 7 月退任		

※氏名の上段は、前任者

《所属部会等》

2R：2Rグループ、資：資源化グループ（◎は部会長）、起：起草委員会（◎は委員長）

### 3 審議経過

月 日	開催会議等	議 題 等
H27. 12. 15 (火)	第 1 回 本会議	○一般廃棄物処理基本計画の位置付け ○スリムシティさっぽろ計画の概要 ○次期一般廃棄物処理基本計画の策定について
H28. 2. 8 (月)	第 2 回 本会議	○札幌市一般廃棄物処理基本計画の関連計画について ○札幌市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について
H28. 5. 25 (水)	第 3 回 本会議	○スリムシティさっぽろ計画改定後のごみ量等について ○ごみ量等の動向予測について
H28. 6. 30 (木)	第 4 回 本会議	○次期一般廃棄物処理基本計画検討における重点テーマについて
H28. 7. 27 (水)	第 5 回 本会議	○次期一般廃棄物処理基本計画検討における重点テーマについて
H28. 9. 14 (水)	第 1 回 2R グループ会議	○札幌市における 2R の現状と取組状況について ○他都市における 2R の取組事例について
H28. 9. 16 (金)	第 1 回 資源化グループ会議	○札幌市における資源化の現状と取組状況について ○他都市における資源化の取組事例について
H28. 10. 26 (水)	第 2 回 2R グループ会議	○次期計画における 2R の具体的な取組について
H28. 11. 2 (水)	第 2 回 資源化グループ会議	○次期計画における資源化の具体的な取組について
H28. 11. 25 (金)	第 3 回 2R グループ会議	○2R グループ会議報告書 (案) について
H28. 11. 30 (金)	第 3 回 資源化グループ会議	○資源化グループ会議報告書 (案) について
H29. 1. 17 (火)	第 6 回 本会議	○2R グループ会議について ○資源化グループ会議について ○グループ会議の総括及び今後のスケジュールについて
H29. 2. 15 (水)	第 7 回 本会議	○答申の方向性について
H29. 3. 15 (水)	第 8 回 本会議	○答申の主な内容について ○起草委員会について
H29. 4. 25 (火)	第 1 回 起草委員会	○答申 (素案) について
H29. 5. 25 (木)	第 2 回 起草委員会	○答申 (素案) について
H29. 6. 20 (火)	第 9 回 本会議	○答申 (案) について